

議案第61号

八幡浜市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市表彰条例の一部を改正する条例

八幡浜市表彰条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(<u>追彰</u>) 第5条 (略)</p> <p>(欠格及び取消し) 第7条 この条例により表彰されるべき者が、表彰日までに次の各号のいずれかに該当したときは、表彰しないものとする。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (3)・(4) (略) 2・3 (略)</p>	<p>(<u>追彰等</u>) 第5条 (略)</p> <p>(欠格及び取消等) 第7条 この条例により表彰されるべき者が、表彰日までに次の各号のいずれかに該当したときは、表彰しないものとする。 (1) (略) (2) <u>こ</u> <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (3)・(4) (略) 2・3 (略) <u>4 礼遇を受けた者が、成年被後見人となったときは、当該期間中これを停止する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、所要の改正を行うため。

